

あなたは大丈夫？  
消費生活  
豆知識

そのネット注文、定期購入になっていませんか？  
注文を確定 を押してしまう前に必ず確認！

**事例** ネットで「今日まで特別価格！」の表示に焦って商品を注文した。後で冷静になり解約しようとしたが、5回目まで解約できない定期購入だった。

相談員からのアドバイス

通信販売にはクーリング・オフ制度の適用はなく、業者の返品特約に従わなければなりません。注文確定の前に落ち着いて、次の3つのポイントをしっかり確認しましょう。

- 👉 1回限りの購入ですか？  
「自動更新」や「無期限」などの表示があるかもしれません。
- 👉 2回目からの金額は？  
「初回」価格と「2回目以降」の価格は異なります。
- 👉 解約の方法は？  
1回限りで・無料で解約できない場合があります。

これらの内容は、令和4年6月1日以降、特定商取引法の改正により、最終確認画面で明確にすることが事業者者に義務付けられますので、必ず確認しましょう。

万が一、誤認させる表示により申し込みをした場合は、契約を取り消せる可能性があるため、証拠となる最終確認画面は、画面保存機能を使って保存しておきましょう。

不審に思うことやトラブルがあったときは、相談窓口へお問い合わせください。

**遠賀町消費生活相談窓口(駅前サービスセンター)**  
☎ 093-293-7783 FAX093-293-8234  
受付：9:00～12:00 13:00～16:30  
※土・日曜日、祝日、年末年始は除く

**消費者ホットライン**  
☎ 188 (局番無し)  
受付：10:00～16:00  
※年末年始は除く



人権・男女共同参画・国際交流に関する情報を発信します



◆お問い合わせ 協働人権係

生まれた国が違うだけ

遠賀町には、現在200人以上の外国人が暮らしています。外国人を見かける機会が増えたと感じている人も多いのではないのでしょうか。

人は異国の地では言葉や文化など、さまざまな壁に直面することになります。そんな壁を超えるためには、地域の人との交流が必要です。地域での交流の中で、人間関係を築き、文化を理解し、その地になじむことができます。

ところが、国の垣根を越えた交流の機会はなかなかありません。また、異国で自ら地域の輪に飛び込んでいくことは大変な勇気が必要です。

生まれた国が違っていても、同じ地域に住む仲間。日本に生まれた人が受け入れる態勢を整え、働きかけていかなければ状況を変えることはできません。



国際交流のきっかけに

JICA海外協力隊員として海外(ベナン共和国、セネガル共和国)で活動した講師を招いて、「異文化理解・多文化共生について考えるワークショップ第2弾」を開催します。

海外の生活や文化を体験した人のお話から、共に生きていくためのヒントを学び、自分に何ができるのか考え話し合ってみましょう。国際交流に一步踏み出すきっかけとなり、自分の世界も広がるかもしれませんよ。

- 日時 6/4(土) 10:30～12:00
- 場所 遠賀町中央公民館
- 対象 町内在住・在勤の人
- 定員 25人(先着順・要申込)
- 費用 無料
- 申込期限 5/20(金)
- 講師 NPO法人九州海外協力協会職員 赤司周平さん、羽生志穂さん

詳しくは遠賀町ホームページをご確認ください。



相続と遺言

ご家族に安心を！



早めに相談して安心じゃ！

ワンストップで丁寧な対応を心がけております！

企業様へのご案内！

建設業 法人設立 (法人化) NPO 法人  
運送業 産廃業 etc

会計記帳 スムーズで安心！！  
経営審査

その他 農地転用・許認可など  
くらもと行政書士事務所  
行政書士 藏元 泰子

TEL 093-982-1830

くらもと行政書士事務所

検索

不動産の賃貸・売買・相続 広告  
信頼と真心でお手伝い致します！

株式会社 エステート徳王  
TOKUO 093-601-1811

北九州市八幡西区折尾3丁目8-21 定休日/日曜日・祝日(予約可)  
公益社団法人 福岡県宅建物取引業協会会員 福岡県知事(8)第11319号